

第4章 人権教育・啓発の効果的な推進

第3章においてさまざまな分野における人権問題に関して現状や課題を述べてきたように、同和問題をはじめ、子ども、女性、障害者や高齢者への差別など、多くの偏見や差別が存在しています。

これらの偏見や差別意識の解消は極めて重要であり、個別的・具体的に解決に向けて取り組まなければなりません。

人権問題の解決には、市民や行政等の連携した取り組みが必要です。さらに、市民一人ひとりが、学校・地域・家庭・職域などあらゆる場を通し、それぞれの発達段階に応じて、人権問題に対する正しい認識と理解を深め、主体的・具体的な行動につないでいくことが重要です。また、変化する人権問題、新たに生じる人権問題に対し、人権問題として気づくことができるような豊かな感性が求められています。

そのためには、個別の人権問題の解決を図るとともに、さらに発展的に、より広い視野から総合的に問題解決を図っていく必要があります。

人権教育・啓発の基本的あり方としては、「人権教育・啓発推進法」第3条の基本理念及び本計画第2章のあらゆる場における人権教育・啓発の推進という方針を踏まえて推進していく必要があります。

また、人権教育・啓発は人権を尊重する社会や、まちづくりを目指して、国際条約や「日本国憲法」、「教育基本法」などの国内法、あるいは都道府県・市町村等における条例や各種審議会等の意見具申等に即し、さらには、国内外の人権をめぐる情勢などを踏まえて推進しなければなりません。

1 人権教育・啓発の実施主体

市民、議会及び行政いずれもが本計画の目的を実現させる主体となります。

特に、大牟田市、大牟田市教育委員会、その他の公的機関、「市同推協^{*}」及び「市同研^{*}」、民間団体、企業等は、市民が主体的に学び行動することを通じて大牟田市に人権文化を創造できるよう、実施主体として積極的に計画を推進していく必要があります。

2 実施主体間の連携

人権教育・啓発は、社会全体で取り組んでいくことが重要です。今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、一層効果的かつ総合的に人権教育・啓発を推進していくためには、各実施主体の相互の連携協力をこれまで以上に強化する必要があります。

具体的には、「市同推協」^{*}「市同研」^{*}を中心とした各実施主体が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携協力することをはじめ、国・県並びに各種人権団体等との連携を図りつつ、市民の参加・参画を取り入れた人権教育・啓発を推進する必要があります。

3 普遍的・個別的な視点を踏まえたアプローチと推進

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民を対象とするものであり、対象者の発達段階に応じて、学校、地域、家庭、職域などの日常生活場面を具体的な題材とするなど、あらゆる場、あらゆる機会を通して、創意工夫を凝らしながら実施することにより効果をあげることができます。

人権教育・啓発の推進にあたっては、①個別分野における人権問題の解決にあたっては、それぞれの問題を、あらためて「人権」という視点で捉え直し、他の分野における問題とも関連づけることにより、あらゆる人権問題の解決につなげていくアプローチと、②「法の下での平等」「個人の尊重」など、人権問題に共通する普遍的な理念を踏まえて人権意識の高揚を図ることにより、個別分野における人権問題の解決につなげていくアプローチがあります。これら二つのアプローチがあいまってはじめて、人権についての学習の深まりと、人権教育・啓発そのものが学習者の人権を行使するものとなります。

(1) 人材の育成

人権教育・啓発の推進には、市民の身近なところで生じた人権問題や、潜在化している人権問題を見出し、学習課題として提起し、学習集団を組織し、リードする指導

者が欠かせません。

同時に、専門的知識に加え、系統的な人権に関する学習を企画することができる人材も必要とされます。

そのためには教育現場や地域・職域、市民活動等のあらゆる場において、市民生活に密着した人材を発掘し、指導者として育成する取り組みが必要です。

（２）教材・啓発資料、学習プログラムの開発

市民のための人権教育・啓発であるためには、市独自の資料を発掘・収集することが欠かせません。

学習の際に求められる資料は、学習者の知識、習熟度や興味関心などに合わせた、基礎的な資料や専門的な資料です。これらの資料の整備には、市立図書館、県人権啓発情報センター等の機関、教育関係者、研究者、「市同推協」*及び「市同研」*との連携、協力を得ることが必要です。

こうして収集・整備された資料が、学習者にとって、家庭や地域、職域などにおける身近な人権問題に気づき、行動へと結びつくような教材として活用されるための学習プログラムの開発にも努める必要があります。

（３）情報提供の充実・強化

人権に関する情報の蓄積と提供は、人権教育・啓発を推進していく上で重要な役割を持っています。情報の提供は、マスメディア、市広報などにより行うとともに、インターネット*やホームページなど、多様な媒体の活用を図ることが必要です。

（４）市民の自主性の尊重と実施主体の中立性の確保

人権教育・啓発活動を行う場合は、市民の多種多様な意見の交換など、市民の自主性を尊重し、市民の理解が得られるよう十分留意する必要があります。

このためには、被差別の立場にある人々の人権を保障する視点に立ちつつ、国の人権教育・啓発基本計画を踏まえ、実施主体の中立性を欠くことがないように努めなけ

ればなりません。

以上のような点に留意しつつ、本計画は「人権のまち」大牟田市をつくるために、

- ① 人権について学び、行動する市民への支援
- ② 人権について学び、行動する市民のつながりを広げる活動の支援
- ③ 人権について学び、行動する市民の権利の保障
- ④ 人権について学び、行動する市民と行政のパートナーシップの確立を具体的に推進する必要があります。

